

森林経営管理法に基づく公表を希望する民間事業者の公表要領

(趣旨)

第1 本県における森林経営管理法（平成30年6月1日法律第35号。以下「法」という。）第36条及び法第44条の規定による民間事業者の公募及び公表については、法及び森林経営管理法施行規則（平成30年12月19日農林水産省令第78号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(適合基準)

- 第2 法第36条第2項及び法第44条第2項各号の適合基準は、別紙1のとおりとする。
- 2 前項の基準に代えて市町村別基準の設定を希望する市町村長は、知事に協議することができる。
 - 3 知事は、前項の協議により市町村別適合基準を定めたときは、関係する市町村長に通知するとともに公表するものとする。

(民間事業者の公募)

- 第3 知事は、法第36条第1項及び法第44条第1項の規定による公募を年1回以上行うものとする。
- 2 知事は、公募要領を別に定め、公募前に県ホームページで公表するものとする。

(応募)

- 第4 経営管理実施権の設定を受けること、集約化構想において定められる一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うこと、又はその両方を希望する民間事業者は、第3第2項の公募要領に基づき、様式第1号に關係資料を添えて知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による応募があったときは、関係する市町村長に対し、応募のあった民間事業者の情報を様式第2号により通知するものとする。

(市町村による推薦)

- 第5 市町村長は、規則第32条及び規則第42条の規定により民間事業者を推薦するときは、知事が別に定める期日までに様式第3号により知事に推薦するものとする。

(応募に対する審査、公表)

- 第6 知事は、第4の規定による応募があったときは、第2第1項で定めた適合基準に基づき審査し、適合すると認めるときは、市町村長及び東北森林管理局長に通知するとともに、別紙2の名簿を県ホームページで公表するものとする。ただし、第5の規定により市町村から推薦のあった民間事業者については、第2第3項の規定により定めた市町村別適合基準に基づき審査するものとする。

- 2 知事は、前項の審査の結果、適合しないと認められるときは、様式第4号によりその旨当該民間事業者へ通知するものとする。
- 3 公表内容の有効期間は5年とする。

(基本情報の変更に関する届出)

第7 公表された民間事業者は、以下に掲げる事項について変更があったときは、様式第5号により知事に届け出るものとする。

- (1) 主たる事務所の所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者名
- (4) 連絡先
- (5) 希望する公表の種類
- (6) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域
- (7) 集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する区域

- 2 知事は、第1項による届出があったときは、公表内容を更新し、その旨を関係市町村長及び東北森林管理局長へ通知するものとする。

(実施状況報告)

第8 公表された民間事業者は、毎年知事が定める日までに様式第6号により実施状況報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の報告により公表内容に変更があった場合においては、知事は、第2の基準に基づき審査し、適合すると認めるときは、公表内容を更新する。

(公表の取りやめ)

第9 知事は、第6の規定により公表した民間事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その公表を取りやめるものとする。

- (1) 基準を満たさなくなると認められるとき
- (2) 個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認されたとき
- (3) 故意に申請書等に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、基準に適合したとき
- (4) その他知事が必要と認める場合

- 2 知事は、前項の公表を取りやめたときは、当該民間事業者へ様式第7号により通知するものとする。また、関係する市町村長及び東北森林管理局長にその旨通知するものとする。

(書類の提出先)

第10 この要領により公表を希望する民間事業者が、知事に提出する書類又は電子データは、所管する地方振興事務局長宛て提出するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月28日から施行する。